



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 農用地利用配分計画の認可の申請（農政経済課） 1
- 土地改良区の清算人の就任の届出（村づくり計画課） 1
- 漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定の変更（水産課） 2
- 県道路線の認定（道路管理課） 3
- 県道路線の廃止（道路管理課） 3
- 道路の区域の決定・2件（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） 4
- 指定管理者の指定・3件（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 知事の職務代理人（秘書課） 5

告 示

沖縄県告示第248号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、平成27年4月17日から同月30日までの間、沖縄県農林水産部農政経済課において縦覧に供する。

平成27年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
石川修司	うるま市石川	うるま市石川山城松原1532番1
農業生産法人合同会社南國農研	八重瀬町字具志頭	八重瀬町字具志頭川平良原1080番1ほか1筆

2 申請年月日 平成27年3月27日

沖縄県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり城辺友利土地改良区から清算人が就任した旨の届出があった。

平成27年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

氏名	住所

奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地 1
下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地
友利武和	宮古島市城辺字友利342番地
砂川佳隆	宮古島市城辺字砂川606番地 5
奥浜健	宮古島市城辺字友利69番地
砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地 2

沖縄県告示第250号

平成20年沖縄県告示第389号（漁業災害補償法に基づく加入区及び漁業の区分の設定）の一部を次のとおり変更する。

なお、この告示は、その共済責任期間の開始日がこの告示の日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日がこの告示の日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

変更前

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
石川加入区	石川漁業協同組合の石川地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数2トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 5 1 から 4 までに掲げる漁業以外の漁業

変更後

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
石川加入区	石川漁業協同組合の石川地区	1 主としてひき縄漁業 （総トン数10トン未満の漁船を使用して行う主としてひき縄漁業） 2 主として刺し網漁業 （総トン数2トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 3 主として刺し網漁業 （総トン数2トン以上10トン未満の漁船を使用して行う主として刺し網漁業） 4 主としてソデイカ旗流し漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてソデイカ旗流し漁業） 5 主としてまぐろ一本釣漁業 （総トン数20トン未満の漁船を使用して行う主としてまぐろ一本釣漁業） 6 1 から 5 までに掲げる漁業以外の漁業

沖縄県告示第251号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、県道の路線を次のとおり認定した。

なお、関係図書は、沖縄県土木建築部道路管理課、沖縄県中部土木事務所及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
29	那覇北中城線	那覇市	
		中頭郡北中城村	

沖縄県告示第252号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、次の県道の路線を廃止する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課、沖縄県中部土木事務所及び沖縄県南部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

整理番号	路線名	起点	重要な経過地
		終点	
29	那覇北中城線	那覇市	
		中頭郡北中城村	

沖縄県告示第253号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成27年 4月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
那覇市首里石嶺町2丁目127番から 北中城村字安谷屋2180番1まで	8.6m ～ 89.8m	11, 125.1m

沖縄県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、平成27年 4月17日から同月30日まで一般の縦覧に供する。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那覇北中城線
- 3 区域の決定区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	敷地の幅員	延長
那覇市泊2丁目4番4号から 那覇市首里石嶺町2丁目127番まで	14.0m ~ 107.0m	5,795.4m

沖縄県告示第255号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宜野湾市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 宜野湾市普天間一丁目及び普天間二丁目
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年11月4日から平成27年3月20日まで
- 3 作業種類 公共測量

沖縄県告示第256号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 平成26年9月5日から平成27年3月16日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第257号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、沖縄県総合運動公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 トラステック・ミズノ共同企業体
代表者 株式会社トラステック 那覇市山下町28番29号奥武山アパート106号
美津濃株式会社 大阪府大阪市中央区北浜四丁目1番23号
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

沖縄県告示第258号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、中城公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成27年 4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで

沖縄県告示第259号

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第20条の規定により、浦添大公園の指定管理者を次の

とおり指定した。

平成27年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 指定管理者となる団体 沖縄県緑化種苗協同組合 西原町字小波津357番地1
- 2 指定の期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

公 告

この度本職は、海外へ出張するので、平成27年4月18日から同月21日までの間における本職の職務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により、沖縄県副知事浦崎唯昭が代理する。

平成27年4月17日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--